

四日市市教委告示第12号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、使用料の徴収事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成30年4月1日

四日市市教育長 葛西文雄

1 徴収の事務を委託する使用料

四日市市立視聴覚センター条例（平成2年四日市市条例第17号）第6条に規定する視聴覚センターの使用料

2 徴収の事務を行うもの

- (1) 名称 公益財団法人四日市市文化まちづくり財団
- (2) 所在地 四日市市本町9番8号

3 委託期間

平成30年4月1日 から 平成33年3月31日

(四日市市教育委員会教育支援課)